

### 第34回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和2年11月11日（水）

開会 午前10時00分

○事務局（中野課長代理） 定刻となりましたので、ただいまから第34回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただく、環境局事業管理課長代理の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席していただいております委員の皆様方につきましては、委員7名中6名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

（小谷委員 入室）

○事務局（中野課長代理） すみません。今、小谷委員の方がご出席いただきましたので、委員7名中7名がご出席いただいておりますので、訂正させていただきます。

傍聴の皆様をお願い申し上げます。傍聴要領に記載のとおり、会議開催中は、お静かに傍聴の上、発言、拍手などの方法により意見をすることや携帯電話などの受信音は出さないことを定めております。傍聴者の遵守事項を必ず守っていただくよう、ご協力、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、大阪市環境局長の青野よりご挨拶申し上げます。局長、よろしくお願いいたします。

○青野局長 環境局長の青野でございます。

開催に当たりまして、大変ご多用の中、まだ新型コロナウイルスが、第3波が来ているのかなという、非常に収まらない状況の中で、またこの委員会をご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

この委員会、公募の委員、近藤委員が初めてご参加されてということになりますの

で、すごく新しい体制ということでございます。委員会が活性化するように期待をしております。

今日の議題にあります、路上喫煙禁止地区の新たな地区指定で、中央区の長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域の2か所につきまして、パブリック・コメントもございまして、その結果なども、ご説明、ご報告させていただいた上で、ご意見を頂戴したいと思っております。

この間、2007年、平成19年4月に大阪市では条例を制定いたしまして、13年経っております。当初とは全然、喫煙を取り巻く環境が変わってきております。先週の金曜日、朝日新聞の夕刊でも、非常に状況が変わっている。2019年の成人喫煙率が16.7%で、過去最低を更新しているという記事もございました。健康増進法もこの4月から全面施行となっております、敷地内喫煙が原則禁止。大阪府の条例ではさらに厳しい条件で、30平米を超える飲食店は、2025年4月から原則禁煙で罰則つき。罰則を執行するという状況になってございます。

また、市民の方々からの当局に対するお声も、全面禁止をしてくれというお願い、要望が大変多く入っています。こういう状況の中で、2025年、大阪・関西万博にお迎えするようになって、国内にたくさんの方がいらっしゃると思います。そういった方々にとっても非常に暮らしよい、美しい大阪やなと言っていただけのためにも、路上喫煙対策委員会でも、いろいろご議論をいただけたらなと思っております。

これから、まとめていただくのは時間も手間もかかりますけれども、どうか皆様方の忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、私ども行政に反映していただけたらと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（中野課長代理）　　ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿の順にご紹介させていただきます。名前のみをご紹介しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、青木委員長でございます。

○青木委員長 青木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 小谷委員長代理でございます。

○小谷委員長代理 小谷でございます。今日はちょっと電車遅れまして、遅刻して失礼いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（中野課長代理） このたび、公募委員としてご就任いただきました、近藤委員でございます。

○近藤委員 皆様、おはようございます。近藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 佐々木委員でございます。

○佐々木委員 佐々木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 谷内委員でございます。

○谷内委員 谷内です。よろしくお願ひします。

○事務局（中野課長代理） 中野委員でございます。

○中野委員 中野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 藤田委員でございます。

○藤田委員 藤田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 続きまして、事務局のご紹介をさせていただきます。

改めまして、大阪市環境局長、青野でございます。

○青野局長 よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 環境局事業部長、川島でございます。

○川島部長 川島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 環境局事業部事業管理課長、西尾でございます。

○西尾課長 西尾でございます。よろしくお願ひします。

○事務局（中野課長代理） 中央区役所まち魅力推進担当課長、谷口でございます。

○谷口課長 谷口でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長、林でございます。

○林課長 林です。よろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 消防局予防部予防課長、橋本でございます。

○橋本課長 橋本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 危機管理室につきましても、ご出席いただいております。

それでは、ここで、青木委員長よりご挨拶をお願い申し上げます。

○青木委員長 皆様、おはようございます。

今日は、本年度、第2回の委員会になりますが、近藤さんには今日からご出席ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新しい禁止地区指定に関してのパブリック・コメントを踏まえた、確認、意見交換になっておりますので、どうぞ活発なご議論をよろしくお願いいたします。

先ほど青野局長からもお話がありましたように、喫煙をめぐってはいろんな課題があると思いますが、この委員会は、路上の喫煙に関しての在り方を検討することで、役割は限定されていますが、その中で、より充実した議論をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 議事に入ります前に、お手元にお配りしてございます資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第です。次に、先ほどご覧いただきました委員名簿と本日の配席図です。次に、パブリック・コメントの実施結果についての資料です。次に、大阪市路上喫煙禁止区内の啓発に関する資料で、中央区役所分と環境局の作成分です。あと、資料とは別にフラットファイルに条例規則等をまとめたものをお手元にお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。資料について、漏れ等ございませんでしょうか。

これ以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。青木委員長、よろしくお願いいたします。

○青木委員長　議題に入らせていただきます。

今日はシンプルに1つ、路上喫煙禁止区域。新たに、中央区長堀通りとこども本の森中之島周辺地域の2つについて、指定するかどうかの議論になりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、これに関しますパブリック・コメントを実施いただきましたので、その実施結果につきまして、おまとめいただいたものを事務局からご報告をお願いしたいと思います。

○西尾課長　改めまして、事業管理課長、西尾でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料に、4枚という形でパブリック・コメントの実施、手続の実施結果についてという1枚物と、ご意見に対する要旨なり本市の考え方、ホッチキスで留めたもの。それと、パブリック・コメントを実施させていただいたときの表書きの1枚物、A3のパブリック・コメント（案）という形で4つの資料をつけさせていただいておりますので、漏れないでしょうか。

ご説明させていただきます。一番初めの資料、禁止地区の新たな指定、中央区長堀通り地域とこども本の森中之島周辺地域に係るパブリック・コメント手続の実施結果、1枚物の資料です。意見公募の概要ですが、募集期間につきましては、本年9月18日の金曜日から約一月、10月18日の日曜日まで一月間実施させていただきました。

案の公表方法ですが、私ども事業管理課のブース、あるいは環境事業センター及び出張所、市内11か所ございまして、ごみ収集の拠点11か所に掲示させていただいた。市民情報プラザ、本庁の1階にございます。また、大阪市サービスカウンターなり各区役所及び出張所、ごみ焼却処理をしております、大阪広域環境施設組合各焼却工場、市内5か所。それと八尾に1か所の6工場にも配架させていただきました。あ

と、大阪市のホームページにも、公表をさせていただいたところでございます。

意見の募集方法ですが、書類の送付を郵送、ファックス、電子メール、電子申請・オンラインシステム、あるいは持参という形で募集方法を用意させていただきました。

続きまして、意見募集結果について。44件頂きまして、ご意見の数としましては総数で延べ97件を賜ったところでございます。そのうち、はっきりと賛成だという意見表明をしていただいたのが14件、はっきりと反対だと明記されていたのが9件になってまして、状況的にはこういう状況になってございます。

結果の発表日ですが、本年11月10日の火曜日、ホームページ等でさせていただきました。

発表方法につきましては、上の公表方法と同じ扱いでやっております。

意見の内訳ですが、属性の関係等について。提出方法につきましては、送付が4件、ファックスが3通、電子メールが10通、電子申請なりオンラインシステムを用いたものが27件、持参につきましてはゼロ件でございました。

ご住所、お住まいですが、市内の方が25名、市外の方が13名、記載がなかったのが6名になっております。

年齢別の構成ですが、20代未満はゼロ名、20代が1名、30代5名、40代8名、50代8名、60代8名、70代以上6名、記載がなかったのが8名でした。

意見と本市の考えにつきましては、次のページ以降にまとめてございますので、ご説明させていただきます。

大きくは8点の項目に分けてさせていただきました。まず1点目、「「禁止地区」のエリアについて」、意見は20件賜りました。ご意見の要旨について、「新たな指定案のエリアに関して」ということで、総じて4つの意見を頂いていますけれども、エリア的には小さいとか効果がないのではないかというご指摘のご意見でございます。

これについて本市の考え方といたしましては、これまでの本委員会における議論、答申を経まして、禁止地区の指定にあたっては、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、

PR、抑止効果などとともに、区の意見を踏まえた、総合的に判断をされたいといったご提言を受けていることで、それを踏まえた上で、禁止地区の指定にあたっては、区政会議等において区民等の意見を聞いて、当該区の総意として希望区域を選定することを受けて、本委員会に審議、決定するとしております。

これまで、パブリック・コメントのときにもご説明はさせていただきましたが、手順、禁止地域の指定の考え方、本委員会の答申に基づいて、これまでこのような取扱いをやっているということで、同じ回答をご用意させていただいたところではあります。

2番目の中項目、「禁止地域の拡大要望」。明らかに拡大してほしいというご意見が、1つ目の項目が、市内全域を禁止地区にしてほしい。8件で一番数的には多うございました。ここの議論につきましては、東京の千代田区は全域指定でやっているような状況もございます。そうしたご意見、特に健康被害とか非常に危機感を感じておられる方のご意見が、こういうところに現れているのかなと推察するところでございます。

これに対しましては、全域の指定につきましては、禁止の実効性の確保とか費用対効果からも難しいと考えておりますけれども、いろんな状況の中で、本委員会の提言も踏まえる中で、引き続き、検討をする課題ではあるかと考えておるところです。

2つ目の回答の中身ですけれども、「公園も禁止地域にしてほしい」と2件頂きました。これにつきましては、公園担当の建設局とも調整する中で、本市見解といたしまして、公園条例では、公園内での喫煙が他人に危害を及ぼすおそれがないものであれば禁止行為に当たりませんということが公園条例では位置づけられております。

しかしながら一方で、私どもの大阪市路上喫煙防止に関する条例におきましては、「市民等の責務として、公園では自ら喫煙しないよう努めなければならない」とされておりまして、公園によっては、喫煙自粛を促す啓発看板を設置しているケースも実際ございます。引き続き、喫煙が他人に危害を及ぼすことがないように、公園内のマナー啓発活動に積極的に取り組んでまいりますということで、公園担当とも連携する中

で、調整、啓発に努めてまいりたいと考えております。

あと、3点程ございます。個々につきましては、それぞれ拡大を進めてほしいというところで、手続としては、区政会議における意思決定を経て、当委員会で審議の上、決定していくものですねとお答えさせていただきました。

次のページ、2点目の項目「規制強化について」。2件ご意見を頂いてまして、中身につきましては、「罰則の強化」で、過料の金額を上げるべきやというご意見です。ここにつきましては、他都市事例では「参考に1,000円と条例で定めております」と現状の説明をしていますが、他の政令指定都市では、条例上の過料の上限額、過料2万円以下とするという形で金額を大きくされてます。実質上では1,000円とか、例えば3万円以下と条例では明記してはありますが、実際に徴収するときは1,000円とか、2万円以下と表記してはありますが2,000円という形です。

本市の1,000円、他都市にもあります、大体が過料の徴収額は1,000円ないし2,000円となっておりますけれども、それを超える表記、2万円以下とか3万円以下とか表記しているのは20都市中4都市となっております。実際には1,000円なり2,000円で取られているのが実情となっているのが、大都市における状況かなと思ってます。

実際の過料徴収につきましては、本市は、年間4,000件から5,000件の間で、現在、推移しているんですけども、金額にしましては、掛ける1,000円でするので、400万から500万ぐらい徴収しております。

今申し上げた、条例上の表記金額は3万円以下とか2万円以下のところにつきましては、実際に徴収されているケースは極めて少ない状況もございます。

大阪市の年間4,000件から5,000件は、他都市に比べても非常に多いというか、今、持ち得ているデータの中では、一番多い都市が大阪市なのかなと思っておるところでございます。

3点目の「喫煙所の設置について」です。ここの部分が38件の意見で、非常に多

うございます。中分類的には、3 ページ目にございますように、「新たな指定（案）と喫煙所」という形で、新たな指定に関わって、喫煙所の在り方はどうなのかというご意見ということで分類させていただきました。

ここは一番初めにございますように、新たに禁止地域を増やすより、まずは喫煙所を増やす必要があるのではないかとということで、今回、2 地域を拡大あるいは新たな指定でご提案させていただいてますけれども、既存のところでも、例えば御堂筋の禁止地域、南北に4 キロ程の長さのエリアですけど、喫煙所が、高島屋前と本庁のところにあります大江橋の2 か所しかない状況等々を踏まえて、禁止地域の部分での喫煙所の拡大を求めている方が3 名いらっしゃいました。

2 点目、今回のこども本の森の、それから堂島公園、今申し上げました大江橋のところまでをどうするというご意見を頂いてます。また、既に指定されている、北区 J R 大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域で、喫煙設備が整備されていないのに、また次に禁止地域を指定することは遺憾であるというご意見を3 件頂いています。

まず、禁止地域の指定にあたっては、喫煙所が要ると。既に禁止しているところでも、喫煙所の整備を、もっとすべきではないかなというのが、ここの区分の中の意見かなと考えております。

喫煙所の設置につきましては、4 ページ以降、あと設置を希望するなり、撤去なり廃止を希望するという意見もございますけれども、本市の考え方は、喫煙所の設置については、それぞれに対するご意見に対して、共通した考え方の中で回答を明記させていただきました。

本市の考え方を総じて申し上げますけれども、平成25年6月11日の本委員会におきまして、その答申において、禁止地域の指定にあたっては、先ほど申し上げましたように、通行量が多い地域と P R ・抑止効果、もう一個の意見を踏まえて、総合的に判断されるということでご提言いただきました。

この禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけで

なく、マナーを守った喫煙のための場所の確保、場所を提供することも必要だということ、そのため、できる限り、禁止地区内や禁止地区に近い場所に喫煙所を、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ喫煙所、喫煙設備を設けられたいとの答申、提言いただいたということで、その部分で、これまでの喫煙所の設置についての本市の考え方でご回答をさせていただいたところです。

4ページ、本市の考え方は共通で、同じようですけれども、2つ目の中項目といたしましては、4ページの一番上にありますように、喫煙所の設置希望で14件のご意見を賜りました。

1つ目「外国人観光客向け、国際都市大阪のイメージアップのためにも、屋外で喫煙できる場所を整備する必要がある」。3名から頂きました。2点目「できることならば、屋外で、公共による喫煙場所を確保してほしいです。やはり非喫煙者との共存が図られると思います」。3つ目のご意見、「喫煙者も喫煙する権利があるので、新たな指定を行うだけの施策には反対。公共の喫煙所の整備が必要」というご意見を賜りました。

反対のご意見ですが、5ページに参ります。

喫煙所の撤去、廃止希望という形で6件のご意見を賜りまして、「まちなかの路上や店舗前等にある灰皿や路上喫煙所を全て設置禁止にして、撤去を願います」が2件。「喫煙所を設置するのを廃止した上で、当局の積極的介入を求める」。「路上喫煙禁止地区に喫煙所を設置してきたこれまでがおかしい」。「路上や、近くに指定喫煙所や公衆喫煙所を設ける施策は断念するよう、施策の転換を進言します」ということで、喫煙場所は作るべきでないというご意見だと思っております。

既に、前回までにもご紹介させていただいたと思いますが、市民の広聴、喫煙されている、道路上に例えばコンビニとかの前に灰皿があって、それが非常に人を集めることによって、臭いの問題、副流煙の危機感、これが非常に大変だというご意見が多うございます。既に200件近くのそうした苦情等がございまして、個々別々の対

応も、私ども事業管理課がさせていただきます。道路上にある灰皿につきましては、撤去要請をしております。

道路上に物を置こうと思ったら、占用許可申請がないと違法行為ということで、そういうご説明を行った上で、撤去あるいは移設。敷地内にあつて、歩道に面してないとか、私有地の中に置かれる部分につきましては止めることはできませんけれども、ただ、副流煙の問題がございますので、道路上を歩行されている方に迷惑にならないように、基本、撤去をお願いするとともに、移設した後も、できるだけ副流煙が届かない場所に置いていただきたいという要請もさせていただくとともに、壁とかに看板とかを設置させていただけるのであれば、啓発のポスターとかも掲載依頼させていただく中で、できるだけ灰皿を、受動喫煙の問題等がございますので、置かない形で依頼の対応はさせていただいているところです。

その他の項目としましては2件のご意見で、「梅田、大阪駅付近の喫煙所も作らないでください」ということで、「新型コロナ感染症が拡大したら責任を取れるのですか」、また「JR天王寺駅の西側にある喫煙所も、難波高島屋の北側にある喫煙所も、風向きによるものの、全方向に受動喫煙の危害を振りまいている。このような構造の喫煙所は撤去すべきです」というご意見を頂いています。

コロナが、非常事態宣言で非常に猛威を振るっていた状況の中で、また第3波が来ているような状況がございます。非常事態宣言期間中につきましては、全ての本市が設置した喫煙場所につきましては封鎖いたしまして、使用できないようにさせていただきました。非常事態宣言が撤回されて再開後につきましても、灰皿を中心に、たばこを吸う方が、この位置に立ってくださいという形で、密を避けるという観点から、間隔を取っての喫煙を促す啓発もさせていただいているところでございます。

今後、いろんなコロナの状況、寒くなって、いろんな感染の状況、報道では増えてきているという状況もございますけれども、いろんな諸状況の中で、また非常事態宣言となるんでしょうか、そうした事態がありましたら、速やかな対応で、一時封鎖も

視野に入れた対応を心がけなければいけないかなと思っておるところでございます。

次のページ、喫煙所の周知徹底で3件頂いてまして、「喫煙所がどこにあるか、分かりやすく案内をするべき。また、外国人観光客にも分かるように案内するべき」ということ。このご意見につきましては、本委員会でも、過去の委員会の質疑の中で委員から指摘を受けまして、分かりやすい啓発看板なり広報をするべきだというご指摘もいただく中で、現時点では4か国語によるポスター等の表記とか、あと、右側に回答で書いておりますように、「訪日外国人向けの雑誌に禁止地区や喫煙場所が分かる地図を掲載し、関西空港や主要ホテル等にて無料配布を行っているほか、インターネットにより、禁止地区の記事を海外向けに発信するなど、大阪に来られる外国人観光客の方に喫煙ルールに関する情報提供を行っております」ということで、引き続き、多言語対応を積極的にやってまいりますということでご回答をさせていただきました。

ここについても、その他の意見といたしまして2件頂いてます。「喫煙場所は、必要であれば各建物の中で1つ作ることを強制し、その部屋から出る煙は必ず浄化した上で排出する等の法整備が必要ではないかと思えます」ということで、完全に分煙して、しかるべき処置を取った上で、近隣の方々に、周囲におられる方々に迷惑を被らないようにご意見ということで、そこは法整備という形で、もっとしっかりせなあかんという厳しいご意見を承ったところでございます。

こうしたご意見につきましては、貴重なご意見として、本市の路上喫煙の防止に関する施策の検討に参考とさせていただきたいと考えております。

7ページ、普及啓発について8件のご意見を賜りました。ご意見の要旨ですが、「マナー啓発・周知の徹底」で7件頂いてまして、3件頂いたのが「禁止地区の指定だけでなく、喫煙者に対して、路上喫煙を原則やめるよう、呼びかけをしてほしい」というご意見。2つ目のご意見が「実際、御堂筋などの禁止地区ですら喫煙している人を見かけますし、ルールを守らない人が多過ぎる」といったご指摘。「美観の観点で、たばこのポイ捨てを防止することは確かに大切です。しかし、それには喫煙者の

マナー啓発を行う必要があります。市内の喫煙者のマナーは十分守られているでしょうか」という問題提起等のご意見を賜りました。

また、これに類する部分のその他意見としましては、「さらなるマナー向上では、路上喫煙の抜本的対策はないと考える。現状でも路上喫煙禁止地区では、平然と喫煙する者を見かけることが度々である。自主的な努力の限界である」ということで、もっとしっかりせいというお考えというか、厳しいご指摘がこの言葉に込められていると感じておるところです。

これに対しましても、「禁止地区の指定にあたっては、啓発看板、パネル、路面シールを設置のほか、商店街や鉄道会社等との連携した啓発、地域イベントやSNSを活用した情報発信を実施しております。今後も、様々な啓発手法の工夫や啓発看板等の増設を検討し、引き続き、マナー啓発や周知徹底を図ってまいりたい」と回答を申し上げます。

8ページ、5点目の項目です。「加熱式たばこについて」、前回の本委員会でも加熱式たばこの説明を若干させていただきまして、ホームページで議事録を出させていただいたんですが、ちゃんと市民の皆さんは見ていただいてまして、私、加熱式たばこの煙のことを「水蒸気」と発言したんですが、すみません、正しくは「蒸気」という表現が適切でして、この場をお借りして訂正させていただきます。

水蒸気と申したのが間違った説明でしたけれども、火がついていないということで、煙ではないと言いたかった部分がございます。「水蒸気」ではなく「蒸気」という表現が適切ですので、この場をもって報告させていただきます。

加熱式たばこも対象にしてほしいという意見が3件ございまして、「条例では、「喫煙し、または火のついたたばこを所持すること」とあるが、これには当然、新型たばこ、加熱式たばこは含まれているだろうと思う。これらも含めて、禁止施策をお願いする」。2つ目のご意見、「加熱式たばこも禁止対象にしてください。茨木市、吹田市、門真市、守口市、寝屋川市、四條畷市、大東市などでは禁止です。大阪市だけ

が遅れています」というご指摘。「加熱式たばこも有毒な気体は出ている。取り締ま  
ってほしい」ということで、ご意見を頂いています。

加熱式たばこは対象外にしてほしいということで、反対のご意見が1件。「火を使  
わないたばこであり、火災ややけどのおそれがないこと、吸い殻を持ち帰りやすく、  
ポイ捨での防止にもなることから、引き続き、対象外としてほしい」というご意見が  
ございました。

ちなみに、20都市の中で加熱式たばこを対象としている都市は4都市ございます。  
実際に過料徴収をしているかといえば、されておられません。位置づけは、たばことし  
て加熱式たばこを対象としておられますけれども、実際には啓発にとどまっておられ  
ているのが実情のようです。

本市の場合も、この前の委員会でご説明させていただきましたけれども、禁止地域  
内で加熱式たばこを嗜んでおられる方につきましては、禁止地域ですので、加熱式た  
ばこを使用する場合も喫煙所をご利用ください、という啓発は今でもやっております。  
位置づけ的に条例対象としているか、いや、してないのかでは大きく違うと思いま  
すけれども、実際の対応としては、過料は取っていないのが20都市のうちの4都市、加  
熱式たばこを対象としているけれども、実情は取っていないのが現状と確認しておりま  
す。

加熱式たばこの関係につきましての本市の考え方ですが、大阪市では現在のところ  
条例の規制対象とはしておりません。今後、国や他都市の状況も踏まえた上で、有識  
者や各種団体の代表者で構成する本委員会からのご意見も頂きながら検討していくこ  
ととします。条例の表記の関係等もございますので、また対象とするか、それをしっ  
かりと過料徴収とするのか否か。そうした部分につきましては、当然、本委員会に諮  
問させていただき、答申いただいた上で決定していかなあかん課題と思っております。

そうした作業も、やはり2025年には大阪・関西での実施、開催も控えており  
ますので、今後、まちの見方も相まって、路上喫煙対策につきまして、本委員会で議

論をいただくことも準備していかなあかんと事務局としては考えておるところでございます。

加熱式たばこにつきましては、資料は出しませんでしたけれども、前回、若干、加熱式たばこはどのようなものか、路上喫煙の禁止条例を作った部分につきましては、火のついたたばこが、安心・安全の関係でいかななものかということで、やけどの問題とか火災の問題があるということがありました。それと、環境局の関係では、条例制定の19年当時につきましては、とにかく広聴事項として、圧倒的にたばこのポイ捨てが大問題だということもありまして、環境局に事務局を置いたところでございます。

また、当時から受動喫煙の問題もありまして、健康の問題で、いわゆる安心・安全という形で。安心・安心とまちの美化という観点から、大きくは条例制定に至った経過がございます。

そんな中で、火のついたたばこは、火災ややけどの問題がありますけれども、加熱式たばこは火がついていない点においては、火災ややけどの問題は対象とならないとか、ちょっと外れるのかなと考えたりもしております。

一方で、ポイ捨ての関係につきましては、加熱式たばこのカートリッジも、捨てられるケースもございます。ただ、持ち帰りやすい状態という点もあります。ただし、捨てるかどうかは、その方のマナーとか心がけの問題があるので、カートリッジだからといってポイ捨てがないかといえ、そうではないという点ではグレーかなと思ったりしています。

あと、健康の問題ですが、やはり健康関連の情報によりましては、ニコチンとかタールがゼロではない部分もあります。火災ややけどのおそれがない点だけではございません。そうした状況の中で、4都市が対象とされているけれども、実際には過料徴収してない現状もあります。

いろんな資料を整理していく中で、本委員会に諮問をさせていただいて、方針決定で、先々には準備させていただきたいと考えておるところです。

9 ページ、受動喫煙について5件の意見を頂きました。ご意見の要旨ですが、「受動喫煙に対する対策について」頂いております。大事な案件ですので、全てご紹介させていただきます。

「路上喫煙に対する、さらなる取組程度では、副流煙による受動喫煙被害は解消しない」。「受動喫煙はテロ行為だと思う。喫煙による受動喫煙の配慮がない。喫煙するのは構わないが、周りに配慮するよう呼びかけてほしいです」。「路上喫煙禁止地区の指定施策は、健康局との調整はされているでしょうか。対象が屋外ではあっても、受動喫煙防止及び健康増進法を所管している健康部局との連携なり調整は不可欠のはずです」。「毎日、受動喫煙の被害やポイ捨てするところを見ては、本当に腹立たしいですし、避けたくても、どんどん現れるから避けられません。高温の灰が飛んできたりして、誰か、特に子供さんが、やけどしたり失明する可能性だってあります。ポイ捨てで火事になる可能性も十分ありますよね。歩道に堂々と灰皿が置かれていることも多々あり、受動喫煙は防げません」。「大阪は、あらゆるまちで、歩きたばこや路上喫煙、公園で喫煙する喫煙者が非常に多く、子供や幼児、妊婦や赤ちゃんを含めた多くの人々が、臭いたばこの煙が不快な上に、受動喫煙による健康被害で日々苦しみ、健康や命を一方的に奪われています」といった厳しいご指摘を賜っております。

これに対する本市の考え方ですが、平成19年4月に条例を施行して、道路、広場、公園その他公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、自主的な努力を促しております。道路や公園など不特定多数の人々が通行し、集まる公共の場所での喫煙は、すれ違いざまに体や衣服などにたばこの火が当たることが避けられない場合や、喫煙者が気づかないまま、副流煙を吸わせるといった場合もあります。屋外での喫煙は、改正健康増進法においても、周囲に受動喫煙を生じないよう配慮義務があるため、健康局との連携を図り、啓発に取り組んでいるところです。

他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙をしないよう、マナーを守った喫煙に、引き続き、理解と協力を求めていくとともに、ポスターを設置するなど、ポイ捨

て防止と受動喫煙防止に向けた啓発活動に取り組んでまいります。ということで本市の考え方を述べさせていただきました。

10 ページ、7 点目の項目のたばこ税の活用について、4 件ご意見を頂きました。

「たばこ税を活用して喫煙所を設置してほしい」ということで4 件頂いています。

「増税の上、さらに今回のような規制強化では、喫煙者として怒り心頭に発する思いです。せめて、増税による税収を使って喫煙所を屋外に増設して、安心してたばこが吸えるようにしてください。喫煙者の切なる願いです」。「大阪市には毎年300 億円を超えるたばこ税が納付されており、喫煙設備の設置にあたっては、たばこ税を有効に活用いただきたい」。

これらに対する本市の考え方は、「市たばこ税は、いわゆる目的税（使い道が決められた、特定の経費に充てられる税金）ではなく、普通税（使い道を特定しないで一般経費に充てられる税金）であることから、一般的な財源として、市の様々な施策、事業に広く活用させていただいております。禁止地区の指定にあたっての喫煙所の整備については、本委員会の答申に基づき検討してまいります」とご回答いたしました。

最後に、その他の意見16 件頂いています。それぞれ紹介していたら時間的な制限もございますので、主立った意見だけピックアップさせていただきます。

2 つ目の項目、「4 月以降の飲食店での禁煙法が施行されてから、路上喫煙及び歩きたばこがかなり増えたように思う」という意見2 件頂いてます。さらに、3 つ下「大阪市において、過去のパブリック・コメントにおいて、たばこ商業組合から委員を選出している考え方を示していますが、なぜ今回から委員会から外したのか」です。

ここの部分の本市の考え方ですが、「本市における路上喫煙の防止の施策の検討にあたっては、喫煙者及び非喫煙者の双方の意見を施策に反映させることが重要であると考えております。これまで、喫煙者の視点から、喫煙マナーの向上に関し、長きにわたる活動実績を有する、たばこ商業協同組合から委員の推薦をいただいております。しかしながら、委員の任期満了に伴って、たばこの規制に関する世界保健機関

枠組条約第5条3項の実施のためのガイドラインの趣旨に鑑み、再任を行わないことといたしました」ということで、今回、市民かつ喫煙者を対象とすることで1人の委員を公募させていただきまして、今回、近藤委員にご就任いただいたところでございます。

11ページの一番下、「たばこ産業の寄附を受けて喫煙所を作ることは国際条約に違反します。たばこ産業抛出の喫煙所は設置されるべきではありません」という意見が2件ございました。

これに対する本市の回答ですが、「路上喫煙の防止に関する条例の目的からも、たばこの使用の促進を行うための喫煙設備ではなく、マナーを守った喫煙を促すための喫煙設備であり、路上喫煙の防止やポイ捨ての防止を目的としていることから、たばこ業界からの喫煙設備の寄贈は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に違反するご指摘については該当しないと考えております」というご回答をさせていただいております。

次のページ、同じくその他の意見です。2つ目、「大阪市はポイ捨てが多過ぎる。本当に腹立たしいし、火災ややけどのおそれもある。ポイ捨ても禁止にしてほしい」というご意見に対しましては、「ポイ捨てについては、平成7年にポイ捨て防止条例を施行しておりまして、ポイ捨てを禁止するとともに、市民、事業者、行政が一体となって、まちの美化を進めるためのそれぞれの責務を定め、皆様の美化意識の高揚に努めています。清潔で美しいまちづくりを推進するため、引き続き、たばこの吸い殻も含むポイ捨て防止に向けた啓発活動に努めております」ということです、

こうしたポイ捨て防止条例に基づきまして、各市民の皆様方に協力を呼びかける中で、本日もご出席いただいております女性会の方々に、5月30日とか、秋の大阪マラソンに併せた一斉活動行動という形でご協力いただいておりますし、ボランティア清掃の活動を通じて、ポイ捨てをやめましょうという呼びかけも実施しておりますし、また、ポイ捨てをさせない取組の1つといたしまして、啓発なり、ポイ捨て行動の自粛

要請という形での取組を進めておるところです。

引き続き、たばこだけではなく、空き缶とか、紙くずとか、いろんなごみをまちなかに捨てないようなまちの美化に取り組んでいく部分について、日本国際博覧会の開催に向けて、取組を強化していく必要があるのかなと考えておるところでございます。

以上、雑駁でしたけれども、今回のパブリック・コメントを実施させていただきまして、44名の方々から九十数件の意見を賜ったということでご紹介させていただきました。

以上です。よろしくお願いたします。

○青木委員長 詳しいご報告をありがとうございます。

説明的には、新しい区域の指定に伴う対策のパブリック・コメントであります、実際には、広く路上喫煙防止、それ以上の喫煙そのものに対する様々な市民のご意見が多数寄せられて、それをいろんな論点でまとめていくことになると思います。

今回の直接のものに関しましては、新たな指定エリアに関するご意見や、喫煙場所の設置等に関する意見が直接的には関係していくと思いますが、それも見ていただきながら、また委員の皆様のご意見もまとめていただければと思います。

では、ご質問等につきましてございましたら、各委員の先生方からお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、谷内委員、お願いします。

○谷内委員 まず、1ページ目の、公園も禁止地区にしてほしいということに関して、私の理解が間違っているかどうかの確認ですけど、路上喫煙の防止に関する条例で、「道路など」の中に公園が含まれていますので、禁止地区に指定されたからには、公園も禁止地区になるということですよ。禁止地区に、今は公園があまり入っていないのでということよろしいでしょうか。

○西尾課長 京橋地域ですけれども、ここは道路だけではなくて、いわゆるエリア

も指定になってまして、エリア内に公園がございます。京橋公園でしたか、名称はちょっとあれですけども、そこは禁止地域という位置づけで対応をしておりますけれども、他のエリアにつきましては、道路上の指定ということで、あと、中之島地域もエリアの指定に近いですけども、その部分でどうしていくのか、その該当する公園について、含むのか含まないのかという部分。公園管理者とも協議する中で、これまで決定してきてた状況です。

もちろん、今は区役所が中心となって、区の総意という位置づけに沿って手順を踏みまして、地元の方々のご意見も頂く中で、指定にしようと、禁止地区にしようとしているエリアに公園がある場合、そこを含むかどうか、当然、議論をいただく中で、禁止地区のエリア決定に至っているのが現状ではございます。

○谷内委員　あと、もう一点、質問です。11ページ目の一番下のご意見に関して、喫煙所の整備に関して、たばこ業界からの寄贈があるという認識を私がきちんとしていなかったものでして、喫煙所の整備自体に、たばこ業界からどのぐらいの割合で費用が、寄附が入っているのかをできれば教えていただきたいことと、条約違反には該当しないと考えておられるということですが、ここをもう少し詳しく説明していただけたらと思います。

○西尾課長　1点目、過去に5地域エリア指定しているわけですけども、それぞれ禁止地域の中、もしくはできるだけ近い場所に喫煙場所を設置してまして、喫煙場所の設置にあたりましては、たばこ業界から、業界でしょうか、説明ですので、実名をこれまでも挙げてますので、JTさん、日本たばこ産業さんから寄附を頂いてまして、1か所あたり、大きさ、規模にもよるんですが、パーティションで区切ったり、いろいろな意匠ですか、壁面を作ったり、灰皿そのものの数も場所によって違いますが、大体1か所あたり、工事していただいて、工事した結果の現物を寄贈していただくということで、目録的には大体1,000万前後ぐらいの寄附を1か所あたり頂いている状況になってます。

この部分、なぜ、条約違反に該当しないかですけれども、日本たばこ産業から寄附を頂いてますけれども、そうした表記は一切してませんし、たばこ産業さんの販売促進を宣伝するようなものを一切掲示もしてません。また、たばこ産業さんも、マナーを守った喫煙という啓発の看板とかポスター類とかも持ってはりますけれども、たばこ産業が用意した提出物も一切使ってません。喫煙所を使っただけの方は、大阪府が設置したものとおられると思います。

対外的にこうした委員会の場において、ご質問に対しての状況説明という形では、本日も、たばこ産業からご寄附いただけてますということをはっきり申し上げてますけれども、その行為が枠組条約の規定に違反するかとなりましたら、一切販売促進に寄与してないものですので、該当しないというのが私どもの見解です。

また、1か所当たり1,000万円のイニシャルコストをかけるのは、当然、本市がやることになりましたら、税金を使わなアカンことになりますので、そうした部分について、財政事情等が厳しい中で、外部からの寄附については非常にありがたいこととして、たばこ産業に関わらず、志のある方といったら失礼な言い方ですが、この用地、使ってくださいとか、この用地を貸しますから、建ててくださいという部分がありましたら、本市としては、ありがたく、そうした申出に対して寄附を受けていきたいというのが担当課長としての考えでございます。

とにかく、税金を使ってやるにはいろんな優先順位がある中で、外部からご提供いただけると非常にありがたい話ですので、そこは使わせていただきたい。いろいろ国際条約の規定にありますように、そうした宣伝とかがないということで、ただし、それが大前提になってますけれども、そういうことで、この間、認めてまいりましたし、これからもそういう考えの中で、頂けるものは頂きたいと考えております。

以上です。

○谷内委員      ありがとうございます。

○青木委員長    他、ございませんでしょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員　路上喫煙も、もちろん禁止を一生懸命努力していただいているんですが、先ほどの話の中で、たばこ屋さんの前に灰皿があったり、あるいはコンビニの敷地内で灰皿が置いてあるところで、それらの指導はちょっとしにくいというように理解したんです。場所はそこに置いてあるんですけれども、吸っている人は路上にあふれてます。ほとんどコンビニとか、そういう人たちがお店の前で、店の近くにある灰皿で、そこがまるで喫煙場所のようになっているところ、あちこち見かけます。それも、特にバス停とか、人がかなり集まっていたところでもよく見受けるんですが、これからのご指導の方法、どうされるのかをお聞きしたいなと思います。

○西尾課長　灰皿のところに人が群がって、設置場所については規制対象外に置いて、人が群がることによって、道路の通行の妨げになっている状況もあるというご指摘だったと思います。まさしくおっしゃるとおりです。広聴があった場合には、速やかに現地に私どもの職員が行きまして、撤去要請を基本に対応してます。また、そこで群がってたばこを吸わないように、啓発、受動喫煙の関係でしょうか、たばこについて自粛を求める啓発ポスターとかの掲出を依頼させていただいて、そこは強制できませんので、お話をさせていただく中で、了解いただけるケースと、ちょっと考えておくということで、結果、掲出していただけないようなケースもございます。再びまた同じ場所で、啓発、苦情がありましたら、再度行かせていただきます中で、またこうした苦情が来ますので、ご協力を、と呼びかけたり、協力要請は繰り返し、この間もしてきておるところでございます。

○佐々木委員　よく分かりました。やはり、その辺も指導されているということでして、私たちは、そういうことは分かりませんでしたけど、いつでも、たばこ屋さんの前に灰皿があって、その前には、堂々と喫煙場所だとなっていて、私はその道を、毎日のことですので、避ける形になってます。そういうことが誰かの通報であるんでしょう。

私も、今日初めて、そういうことを言うたんですけど、そういう皆さんからのご意見があったら動いていただいているということで、よく分かりました。ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

○林課長 健康局からも1点、お話をさせていただきたいと思います。

冒頭、青野局長からも挨拶の中で触れていただきました。改正健康増進法が本年4月から施行されております。この改正健康増進法、屋内の喫煙を規制するものとなっておりますけども、屋外では、今までもずっとそうですけども、喫煙の際に周囲の状況に配慮しなさいということで配慮義務がございます。

委員が先ほどおっしゃっていただきました、屋外のたばこ屋さんの前の灰皿であるとかコンビニの前の灰皿、健康局にも苦情といいますか、通報といいますか、寄せられる形になっておりますので、我々としても配慮義務、配慮しかないですけども、配慮義務があるので、ちょっと灰皿の場所を移動していただけないかとか、撤去していただけないかとか、店主さんとお話をさせていただいて、なるべく改善に向けて、お互いに理解を深めていこうということで、啓発をさせていただいているのが現状です。

○青木委員長 そのほかの委員様は、どうでしょうか。

では、近藤委員。

○近藤委員 私、今回の委員会に出席させていただくにあたりまして、私の知人の喫煙している人、10人ぐらいに聞いたんですが、先ほどパブリック・コメントでご説明いただきました、普及啓発ですね、これ以外に啓発されてないといいますか、知らない人が多いです。私もその1人でした。

誤解しているというポイントが大きく2つありまして、要するにポイ捨てが駄目なんでしょう。美観を損ねることがまずいので、例えば携帯灰皿を持っていけば、吸っていいんでしょうと誤解している人が結構います。

それと、例えば御堂筋が禁止なのは分かりました。でも、御堂筋から例えば数メー

トルどっちかに離ればいいんでしょう。実は、私もそう思っていた人間でして。そういうふうには誤解している人が相当いるし、ほとんどの人が誤解していると認識していただいたほうがいいと思います。

それで、その部分を周知していくのは、まさに看板をとく、そんなことよりも、実際たばこを買う場所、買うときにそういうルールなんだと、買うところに啓発に力を入れていっていただくのが一番有効性が高くて。ちゃんと条例の立てつけがそういうふうになっているんだと分かれば、相当マナーの向上、別にそれを無視してまで吸ってやろうという人は少数派だと思いますので、マナーの向上につながると思います。

それと、喫煙に対して非常に厳しいといわれているシンガポール、私、仕事でよくシンガポールに行くんですが、あらゆるところが禁止地域なんです。どこが禁止なんて一々周知するのがなかなか大変なんです。逆に、シンプルに灰皿のあるところだけしか吸えないという考え方を、どこが禁止区域であるとか市民の人が覚えてるんじゃなくて、要するに灰皿があるところしか吸えないということが徹底されてて、その灰皿の数はかなりあるんです。絶対数が。そういうことがシンガポールの文化になってますので、特にまちの景観だとか損ねているようには思えないですし、ぜひ、絶対数を増やすことが必要だと思います。喫煙所の。

○青木委員長　何かありますでしょうか。

○西尾課長　2点、大きく、ご指摘なり、ご意見を頂いたと思っております。

たばこを買うときに啓発をという部分、非常にご教授いただいたなということで、またこういう啓発につきましては、たばこ店の軒先に、禁止地域の表示とか、過料徴収をしますよという部分で、公共の場所での喫煙については、自粛、マナーを守りましょうというポスター掲出、これまで委員としてご就任いただいたたばこ商業組合にも、そうした新しい啓発のやり方、ご協力をいただけるかどうか、これからまたご相談に行かせていただきたいと思いますと考えております。

今、ご指摘あったんですけれども、携帯灰皿を持っていたらいいのは、まさしく違  
いまして、禁止地域内では吸ってはいけない。実体的には、御堂筋は禁止地域ですけ  
れども、横に1メートルでも入ったら、ここは対象外の地域で、ここはエリアの制限  
上、そういう形になっています。

実際に、私どもの過料徴収の指導員が御堂筋を歩いてましても、その啓発なり指  
導をあざ笑うかのように、御堂筋から路地ですか、直角にある禁止地区外に1メー  
トル、2メートル入ったところでたばこを吸って、揶揄するような行動を取られる方も  
いらっしゃいます。禁止というのはそういうものであって、それ以外の地域では徴収  
することとかはできません。ただ、マナーを守った喫煙に努めてくださいという啓発、  
指導は、そういう方に対してはさせていただいているところです。

1点目につきましては、今、ご提案いただいた、販売するところでの啓発は、これ  
から相手先ともご相談をさせていただく中で、対応していきたいなと思っております。

2点目、ご案内のあったシンガポール。確かに灰皿、まちなかの至るところにあり  
ます。それに対応する清掃とかをする方、政府というんでしょうか、行政機関が雇っ  
ておられる対応とかもあるわけですし、そこは雇用施策とかも関わってくるような大  
きな課題かなと思ってますし、過料の徴収金額も高かったと思います。罰金ですよ、  
過料というよりも。

この間、テレビでたまたま見たんですけど、事実かどうかは分かりませんが、ガ  
ムを吐き捨てたら、上限が罰金770万という、テレビ報道で、すみません、こうい  
う場で間違った、確認してないものを申し上げるのはあれですが、もう数十年前から、  
たばこを吸ってはいけないというのは、非常にシンガポールは有名です。

実際に僕も何回かは行ってますけれども、商業ビルを出たら、灰皿は大概のとこ  
ろにはありますし、立派な灰皿設備じゃなくて、バケツとか置いてても、たばこを吸  
っていい形。ただし、そこで自主管理の場合もありましようし、行政機関が雇った清  
掃という中での対応とかもあるみたいなので、全然、位置づけそのものが違うのかな

と。

ただし、先進国シンガポール、大観光都市というところで、そんな取組みもずっとやられている状況も1つの事実としてありますので、そうした部分も頭の中にある中で、万博も控えている大阪市において、こうした受動喫煙なり、ポイ捨て問題、安心・安全の関係、いかに取り組んでいかなあかんのかというのは、これから勉強、検討する中で、今より一歩進んだ施策につなげていきたいなと考えております。

○青木委員長　では、林課長、お願いします。

○林課長　何度も申し訳ございません、健康局です。

先ほど委員からありました、買う場所でちゃんとルールを徹底させろというのは、本当に大変いい意見やと考えております。引き続き、環境局さんとも連携を取りながら、我々の受動喫煙防止の施策にも反映をさせていきたいと思っております。

ただ、健康局としての意見としまして、喫煙所の整備、灰皿の設置について意見を述べさせていただきたいんですが、先ほど佐々木委員からもありました、まちのたばこ屋さん、店舗での灰皿の設置で、受動喫煙を生じているんやと。それで困っているというお話がありました。

健康局としましても、喫煙については、がんでありますとか呼吸器疾患など様々な生活習慣病へつながる危険因子として位置づけております。本市の健康増進法の中でも、成人の喫煙率の減少に取り組んでいることから、喫煙場所の提供は、健康局としては積極的には行うものではないのかなと考えているところです。

また、改正健康増進法が本年4月に全面施行をされておりますが、これは東京オリンピックの開催を契機としておりまして、国際的にもオリンピックの開催が機運として高まっております。受動喫煙の防止対策についても、国際的な施策で重要視をされているところで、我が国においても、受動喫煙の健康被害で年間1万5,000の方が亡くなっている。ちょっと分かりにくい数字ですが、35分に1の方がお亡くなりになっているということで、この受動喫煙は他人の健康を脅かすような行為であ

るよということを十分に喫煙者の方にも認識をしていただくために、健康局として周知がまだまだ足りないというお叱りの声を頂いております。

今後ともしっかりと啓発をしていきたいと思っておりますが、今回の禁止地区の指定につきましては、喫煙所は設置しないことになっておりますが、今後、今回のパブリック・コメントの中でも、喫煙者の方、非喫煙者の方、様々な意見をもらっております。今後、喫煙場所の設置が必要となれば、以前にもお話をさせていただいておりますが、仕様につきましては、厚生労働省の屋外分煙施設の技術的な留意事項にのっとり、喫煙場所の設置をお願いしたいということと、あと、新しい知見とございますか、研究結果としましても、屋外であっても、無風状態の中で、喫煙者のたばこの煙が7メートルは漂っていくという研究も発表されております。そういうところも鑑みながら、設置場所につきましても、ご留意いただきたいということで、今後の検討をよろしくをお願いをしたいと思いますと思っております。

○青木委員長　では、小谷委員、お願いします。

○小谷委員長代理　3点程、ご質問をさせていただければと思います。

まず、2ページ目の規制強化のところで、過料の目的について書いていただいているところではあるんですが、既出の議論だとは思いますが、罰金の金額を、お金を多少高くしても、抑止効果とございますか、取締りの強化として、実際に違反者の抑制につながるわけでは必ずしもなかった点について触れていただいてもよろしいのかなと。

例として、3万円、2万円以下という規定を取られている、限られた自治体の例を挙げていただきましたけれども、1,000円から2,000円ぐらいの間で推移しているところかなと思いますので、2,000円になっても倍は倍ですので、それでもあまり変わらない点について、ちょっと説明をいただければなということが1点でございます。

2点目が加熱式たばこです。8ページ目に、加熱式たばこを規制対象外にしている

ことについてのご質問で、加熱式たばこを対象としている自治体の例もご説明にありましたが、現実には、現在のところ取締り対象とされていないというお話でした。この理由といたしますか、どのような背景事情があって、対象に明記しているものの、実際にはそれを実行していないところに何があるのか、情報をお持ちであれば拝聴できますと、今後の大阪市内で、どのような形で進めていくかについても参考になればと思います。周知というか、加熱式たばこが規制対象であるという認識を広めるのにも時間がかかるのかなとか、いろいろ推測するところではあるんですが、情報があればということです。

あと、11ページ、先ほど、谷内委員からのご質問がございましたが、一番下のご意見に関連して、一方で下から3番目にもございましたが、今回、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の5条3項の実施のためのガイドラインの趣旨を受けて、委員からもたばこ商推薦の方を除外することになっているのに対して、今携帯で見ただけですけれども、たばこ産業等々のパートナーシップの禁止が、禁止ではないかもしれないですけど、避けるようにということがあったと思いますので、その点、もう少し明確に、販促に寄与しないというよりも、事実というか結果として、たばこ産業から寄附を頂いて、それを活用しているということだと思しますので、それは必ずしもたばこ産業とパートナーシップを結んでとか、何らかの協力関係によって、本市の喫煙、路上喫煙の防止の対策を進めているわけではないという理解でよいのか、もう少し、ここの解釈について補足をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

○西尾課長　　今のご指摘2点につきまして、今後も、こうした禁止地域の拡大する方向で多分動きがあると思しますので、今のご指摘いただいた部分につきましてしっかりと受け止めて、もう少し丁寧な説明で追加させていただこうと思います。ありがとうございました。ちゃんと受け止めて対応してまいります。

○青木委員長　　1つ、ご質問がありましたよね。加熱たばこについて、実際に過料

までしてない背景事情が分かるか。

○西尾課長 すみません。その確認できてませんので、申し訳ありませんが、次回になったら遅いので、確認出来次第、各委員にお伝えさせていただきます。

○青木委員長 林課長、どうぞ。

○林課長 加熱式たばこについて、少しでも触れさせていただきたいと思います。たばこ事業法ではたばことして取扱い、規制の対象品であることと、改正健康増進法の中でも、これは規制の対象となっているたばこになります。

先ほど、西尾課長からの説明もございました、まちの美化の関係で、火がついてないので、安心・安全の関係では対象外ということであったんですけども、たばこの葉を燃やしてとか熱して使用しますので、紙巻きたばこと同じように肺の中に吸い込みますので、喫煙者の呼気からは有害な物質が出ているという認識でおります。研究によると、喫煙をされてから45分間は肺の中から、その方が吐かれる呼気からはそういう有害物質が出ていることがありますので、受動喫煙の関係で言うと、煙が見えないので、なかなかたばことして認識がされていないとか、そんなに危なくないんじゃないのと勘違いされている方もいますが、健康局としては、たばこであるということでの周知啓発をさせてもらっているものになっております。

○青木委員長 その他のことにつきましては、パブリック・コメントが公表されているので、今から本市の考え方に折り込むことは難しいけれども、今後、同様の回答をするときには、今の小谷委員のご意見も参考にすると、こういうことでよろしいでしょうか。

○西尾課長 はい。

○青木委員長 そのほか、ご質問をどうぞ。

藤田委員、お願いいたします。

○藤田委員 前々回ぐらいに、副流煙の問題で、やはり路上で分煙して、壁を囲った状態で喫煙場所を作って、今は納得している状態やから、それは私、おかしいん違

うかというお話をさせてもらったと思います。

箱物を本当に囲った状態で作って、ここのパブリック・コメントにも出てますけれども、その部屋の中で喫煙された方の煙が外に漏れない状態は当たり前にはせなあかんし、まして、外の空気よりもきれいな空気の中から出すぐらいの、そういった状態のものを出さないと、これから大阪に万博が来るから、インターナショナルの大阪を目指すんやったら、それぐらいはちゃんとやらなあかんよという話をさせてもらったと思うんです。

箱物というか路上に作るのは、建設局でしたっけ、そういうのがちょっとあって、難しいねんという話が出たと思うんです。ここは殻を破ってもらって、いいかげん、本当に。

これ、堂々めぐりやと思うんです。分煙はせなあかんけども、やっぱり副流煙をちゃんとやっていかなあかんし、臭いもあるし。吸ってない方というか、病気の方とか本当にいらっしゃるので、そのことを思えば、ここをちゃんとけじめをつけてやっていかないと、今後、20年、30年が来たときに、何やっててんとなると思うんです。子供たちのことも考えて、守っていかなあかんのもあるし、本当に本腰入れて、この際、万博が来るから、ちょっと頑張っしてほしいなというのはあります。壁とか、そんなのはいいんです。箱を作って、きれいな空気の中から出してほしい、それだけです。お願いします。

○西尾課長　　今、厳しいご意見というんでしょうか。ただ、そういう部分につきましては、藤田委員もご承知いただいているというか、道路上に占用許可を取った上で設置しているのが大多数というか、全てそういう状況になってまして、占用許可の条件が、屋根あったら駄目という部分になりましたら、密閉型のやつが置けない、作れない状況も実際に許認可の中ではあるわけです。

そこを制限するのが、道路管理者や公園管理者、あと河川管理者で、それぞれ占用許可を出す基準ですか、要綱が違いまして、道路は、屋根のある物は駄目なんです。

公園とかにつきましては違うやり方がある中で、一方で禁止地域の指定にあたっては、その地域内、もしくはできる限り近接的に喫煙場所を設けるべきになりましても、用地の確保、置かせていただくところの確保もなかなかままならん中で、前提条件がそういう中で、折り合いつけて、今までオープンの状態のものしか作ってきてませんでした。

いろいろな諸状況の規制とかもありますけど、今の委員のご指摘を踏まえた中で、もちろん万博を見据えた中で、今後、設置するにあたっては、いろいろなそうした状況の中でも、規制の条件、河川に関わるのところ、公園に関わるのところ、道路に関わるところが隣接しているところに設置するようなときには、道路に作らんと、公園で屋根をつけてもいいような状況を選択する中で、密閉型のやつも置かせていただくことで、いろいろ候補地は複数ありますけども、その中で、認めてもらえる中での条件を勘案する中で、今、指摘いただいた、可能な限り密閉型を施行していく取組を今後やっていこうとは考えてます。

今、御堂筋に面したところで、大江橋、本庁の北側にあるところが、再整備という状況で、今、一時撤去で、既に設置してた部分を仮移設でやってます。今後、喫煙場所を移設した上で、設置し直すんですけど、今、関係先といろいろ調整していますけれども、今まで、完全に囲いもない喫煙場所やったんですけど、19年当時に作ったやつなので。そこを完全に密閉型でできへんかということで、用地の管理権限を持っているところと、今、調整しているところです。

答えとして、今は密閉型を置けるとは言い切れへんのですが、置ける方向の中で、どの場所にどのようなものを置けるのか、密閉型を置けるのかどうかを、今、協議、調整しているところです。方向性としては、そういう取組みもやっていきたいと思っておりますので、ちょっと預らせていただいて、いい報告ができる方向に頑張ったいと思っています。今、申し上げられるのはそこまでで、申し訳ございません。

○青木委員長　　中野委員、よろしいですか。

○中野委員　　パブリック・コメントで、賛成が14、反対9とありましたが、賛成は分かるんですけども、反対の9は二通りあるんじゃないかなと、ざっと思います。今回の指定地域をそもそもすることが反対という人と、指定の中身は、最初は指定、もうこれ以上してほしくないという、どちらかという喫煙者の立場で反対という人と、非喫煙者の立場の人で、この内容では手ぬるいから反対と言うてる人がおるような気がするんですけど、その辺の内訳はどんな感じでしたでしょうか。

○西尾課長　　全体的な意見として、禁止地域の設定について反対が多かったと思いますが、細かい部分について説明ちょっとできますかね。

○青木委員長　　では、事務局からお願いします。

○事務局　　事務局の田村です。

頂いているご意見の中で、禁止地区の指定について、中野委員おっしゃったように、喫煙者の方につきましては、喫煙場所の設置ができてないのに、言うたら禁止地区を指定することは反対ですよという意見が非常に多かったです。あと、反対という意見の方につきましては、非喫煙者で反対という方は、分かるような部分はありませんでした。

ただ、エリアが小さいといいますか、そこのエリアをすることが有効的であるのかどうかについて、どちらかという賛成の中で、エリアが小さいから、もっと大きくしろ、もっと広い範囲をしろという意見の中での反対が一部あったという状況でございます。

○西尾課長　　課長である僕が頼りなくて申し訳なかったんですけども、先ほどご紹介した、それぞれの項目ごとの中に、そうしたご意見が載ってたと思いますので、意見の部分として、次回、こうした取組みをやったときに、賛成意見とか反対意見とか、個別の主だった意見の中に表記しますので、まさにその意見として吸い上げた部分については、丸印とか三角印という形で、読み取れるような形で、次回、整理さ

せていただくと思います。申し訳ありませんでした。

○青木委員長　どうぞ、続き。

○中野委員　ですので、理解としては、もう少し喫煙場所を増やしていれば、賛成意見に回った人が多かったと読み取っていいということになるんですよね、今の話ですと。

○西尾課長　申し訳ございません。44件、延べ97件のうち、反対か賛成かが文言的に拾えたのがこういう形になってまして、そういう分析も可能かとは思いますが、数的に、だからどうなのかなという部分については、コメントは、僕からはちょっとできないというんでしょうか。すみません。

○中野委員　ですので、私の受けた印象としては、そういうことをもう少し整備していけば、禁止区域を拡大と、やっぱり喫煙所が不足しているから、禁止区域の設置に反対という意見があるのが、禁止区域をこれから拡大していく上では、その辺をもう少し考慮してやれば、パブリック・コメントで、こういうふうにあ案を出されたときに賛成の方が多くなって、多くなってとか、お互い、いろんな立場があると思いますが、路上喫煙の防止、路上喫煙の対策もちゃんと進めるようなことになるのではないかなと思います。

○青木委員長　次回まで結構ですが、具体的に、今回の問題になっているエリア、2つのエリアについて、喫煙場所が少ないといった指摘があったかどうかは、ちょっと確認をしておいていただければと思います。

それでは、時間が今日は12時まででございまして、もう一つ、ご説明が残っておりますので、今回の禁止エリア以外に、幅広いご意見がパブリック・コメントに出たので、委員の皆様も全般的な意見を頂き、ありがとうございました。一旦ここで、この点は終わりました、次の具体的な指定区域との関係での周知等に関する計画を、ご説明を事務局からしていただきまして、またご質問等を頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○西尾課長　　初めに、長堀通りにおける啓発用看板の設置候補等について、谷口課長からご説明をさせていただきますので、課長、お願いします。

○谷口課長　　中央区役所の、まち魅力推進担当課長の谷口でございます。

私から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

お手元、A4の横の資料、「長堀通 路上喫煙禁止地区（予定）における啓発用看板設置候補場所」という資料がございます。「長堀通 路上喫煙禁止地区（予定）における啓発用看板設置候補場所」で、2ページをご覧ください。

こちら、まず図面の中央部分、斜線部分ですが、こちらに記載しておりますのが、今回の路上喫煙禁止地区の予定場所になってございます。長堀通りの禁止地区エリアにつきましては、東の端が、堺筋と長堀通りの交差点西側から、今度、西の端になります、阪神高速道路1号線、環状線の手前の交差点の東側までの東西約800メートルになります。

設置候補場所の選定方法につきましては、1に記載のとおり、一定の間隔で啓発用看板を歩道の植樹帯に設置するため、ブロックを分けるということで、100メートル前後を一定の間隔といたしまして、北側の歩道と南側の歩道、①から⑩の計10個のブロックに分けまして、啓発用看板をそれぞれに設置したいと考えております。特に、2に記載のとおり、大規模商業施設やバス停付近など人が多く集まる場所は、より高い啓発効果が得られると考えられますので、優先的に設置候補といたしたく考えております。

また、啓発用看板の設置にあたりましては、地域からご協力も頂いておるところでございますので、3に記載のとおり、1連合につき3基以上を候補地としたいと考えております。最終的には、4に記載のとおり、個々の設置場所の選定につきましては、埋設物の有無や通行の障害とならないかなど、建設局や警察など関係機関と協議いたしまして、本委員会での諮問、答申を踏まえまして、手続を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、啓発用看板のデザインですが、既に平成30年度に戎橋筋、心齋橋筋地域を路上喫煙禁止地区指定を行った際に、長堀通りに2基設置しました啓発用看板と同様の看板と考えております。中央の吹き出しの中に、デザインの写真を貼っております。こちらと同じものを予定しております。サイズにつきましては、横に書いてますが、サイズは、高さ約160、盤面の幅が57.3、盤面の縦、高さ部分が110センチということで考えております。

3ページをご覧ください。先ほどの考え方に基きまして、看板の設置候補場所を案としてお示ししております。設置候補場所は、いずれも長堀通りの歩道の植樹帯に設置を予定しております。次ページ以降をめくっていただきますと、写真がそれぞれについてますが、設置予定場所の写真を4ページから最終の8ページにかけて、こういう場所に設置していきますよという写真をつけておりますので、併せてご参照ください。

とりわけ、周知啓発に関しましては、長堀通りの路上喫煙禁止地区の指定が決定した際には、喫煙される方が知らなかったとならないように、報道発表ですとか、区の広報紙への掲載はもちろんのことでございまして、併せて、相乗的な効果が出ますように、環境局さんと一緒に、長堀通りにおきまして、地元の自治会や団体の方と連携した、路上喫煙禁止地区指定開始のセレモニーと併せた周知啓発を実施しまして、歩行者へのPRだけではなくて、報道機関にも取り上げていただくよう努力するなど、しっかりと周知啓発をしてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西尾課長　引き続きまして、こども本の森中之島周辺地域の啓発看板等について、私からご説明させていただきます。

裏面、今回、新たに禁止地域の拡大でやっておりますのが、点線表示の箇所になっております。ここにつきましては既に、下側にありますように、既存の看板、丸印の表記の部分が既存の看板が9か所。既存の路面シートが3か所、既存の路面タイルについ

ては、三角表示で12か所とありまして、新たな禁止地域にもそうした掲出をしたいんですけれども、いろいろフリーゾーン化でしょうか、こども本の森中之島が開設するにあたりまして、車を完全に通れなくするような取組、フリーゾーンの関係もある中で、景観の関係もありまして、喫煙所とかの建物を建てられない状況にもなってます。

また、路面表示とか看板の設置についても、一定、景観の規制とかがあり、中には、なかなか掲示物が難しいような状況が、今、確認できておりまして。そうした中で、新設の検討場所につきましては、点線囲いの一番右端、3か所、星印を打ってます。ここと、少し点線囲いの上側のところを、ちょうど曲がり角のところ、東洋陶磁美術館の左上に1か所、ずっと点線を下へ下りて、左に行っていただきまして、中央公会堂の南側に1か所、そのままずっと左に行っていただきまして、西の端のトンがった手前に1か所、合計6か所について、看板等の設置について、今、検討をしているところでして、ここにつきましても、道路管理者なり公園管理者等々との協議の中で、設置認定を受けて、しかるべき対応を取っていきたいなと考えておるところです。

具体的に、今、既存の表示看板等につきましては、次のページにも書いておりますように、大阪市役所の本庁舎の南入り口の看板があります。このような標示物がありまして、今回、ここの部分、禁止地域の指定を承認いただきましたら、今ある標示物の部分について、エリア拡大の表記の部分に中身を変えていくように、取組みをやっていく必要があるかなと思ってます。

下側につきましては、路面シールで「1,000円徴収されます」という表示もありますので、いろいろ制限ある地域ではありますけれども、1枚目の裏側のエリア図に戻っていきましたら、一番エリアの東端、3つの星印があるうちの1か所ないし2か所におきまして、いわゆる堺筋に面したところですが、ここは入り口ということもありますので、必ずエリアを表示した部分、あるいは過料徴収をしますという表記は必要なかなと思ってまして、その認可に向けて、引き続き、道路管理者な

りと調整を進めていきたいと考えてます。

なお、今、その説明をさせていただいたんですけれども、このエリアにつきましては、景観重要公共施設の指定になってまして、周辺のこうしたポスター、看板、あと道路のシール、路面タイルの表示にあたりましては、色とか明るさに非常に規制があるということで、温かみのあるもので、派手な色とかは駄目。どちらかという、落ちついた色調のものでないと認められないという規定があるようです。

また、なかなか標示物が足りない状況もありますので、これまでも地下鉄メトロの協力を頂く中で、地下に下りていく出入口の階段の壁面を利用して、禁止地域とか過料徴収の表記物、ポスターとかの掲出とかも協力依頼させていただいて、ご理解、ご協力を賜っている状況もありますので、このエリアには、出入口とかもあったかのように思ってますので、そうした階段の出入口につきましても、表記物、表示させていただくように、ご協力依頼を今後、進めていきたいと考えてます。

現状、歩行者空間化の工事、この点線囲いの内側のところですけど、空間化工事中でありまして、設置場所そのものについても、関係先と調整が必要であるという位置づけになってます。

あと、路面シールの貼り替えについても、既存の部分あるんですが、新しいエリアの拡大もありますので、既設置の路面シールとかにおきましては、かなり経年劣化も進みますので、剥がれているとか、色が落ちて見えにくくなっているものにつきましても、禁止地域の拡大に併せて、新しく取り替えていく作業も必要かと考えておるところです。

雑駁ですけれども、以上です。

○青木委員長　今の2つのご報告につきまして、この点は、より具体的な計画でございますので、ご質問とご意見を併せて、時間の関係ですみませんが、頂ければと思いますので、ご質問でも、ご意見でも、どうぞ。いかがでしょうか。

谷内委員、お願いします。

○谷内委員　　まず、長堀通りの路上喫煙禁止区域について、地域の方の連合のご協力を得るということですが、具体的に、どのようなご協力があるんでしょうかということが、質問として1点あります。

あと、こども本の森の資料にあります、この路上啓発用の路面シールが非常に分かりやすいのではないかと直観で思ったのですが、長堀通りのほうは、全部この看板にして、路面のシールですとか、そういったものは検討しないのでしょうかというのが2点目の質問です。

○谷口課長　　中央区役所の谷口です。

1点目のご質問ですが、実際に地域の方もマナーの啓発向上ということで、喫煙者の方に、ちょっと気をつけてくださいねですとか、携帯用灰皿の使用を促すとか、そういったことでマナーアップの取組をずっとされてきておられるということ。あと、地域の中のエリアの中に、コンビニエンスストアの前の喫煙ということが、先ほど来、議論の中で出てきたと思います。そうしたコンビニエンスストアに対しても、ここが禁止地域になった暁には、ちょっとやめてくださいねという地域の視点での呼びかけの協力ですとか。

あと、先ほど、西尾課長のご説明の中で、メトロに呼びかけて、出入口で啓発ポスターを掲示するということがあったんですけども、長堀通りの地下にはクリスタ長堀という地下街があるんですけども、その出入口部分に、クリスタさんをお願いしまして、そこにポスター掲示を依頼したいと思っております。そうしたことを地域から呼びかけていただいたり、あとは、35年間ずっと自主努力で取組を進められてきているんですけども、パブリック・コメントにありましたように、自助的な努力では限界があるんだということで、実効性を上げるために、禁止地区にしてほしいという地元の声を頂きまして、そのためには、地域もお金ないけれども、一定の啓発用の負担を、少しでも負担もするよということで申出も頂いておるところです。そうしたご協力を頂いているということで、具体にはそういったことをございます。

あと、2点目のご質問、路面シールです。こちらも通行量の関係ですとか、自転車の通行の関係がございまして、路面シールは雨が降ると滑ったり、安全面での確認も必要ということで、こちらについても道路管理者と確認もしながら、一定、看板だけでは足りないよと、啓発効果としては不十分だということであれば、路面シールの活用についても、安全面にも十分配慮しながら、活用についても考えていきたいなと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○谷内委員 1点だけ確認です。地域から、看板とか啓発の費用の負担をしてもらっているというお話だったと思うんですけど、それは実質的な寄附という形ですか。

○谷口課長 この間、前回もご説明させていただいたんですけども、実質的な取組には限界があるということで、費用負担をしてもいいから、ここを禁止地区指定してほしいという要望と併せて、そういった申出を受けているということで、そうした熱い思いを私どもとしても、区としても受け止めて、禁止地区指定に向けた検討を始めたということでございます。

○青木委員長 そのほかの委員、いかがでしょうか。

では、青木からですが、路面タイルは、長堀通りはいけないですか。シールは、先ほど、滑りやすいというお話がありましたが、タイルですと、それはまた違うのかなと思いますが、特にご検討はされていないですか。

○谷口課長 今、検討をしてますのは、路面シールで検討をさせていただいて、ちょっとタイルという発想は、正直、持ち合わせていなかったのも、費用対効果も十分検討しながら、またそういったことも視野に入れまして検討したいなと思います。ご意見、ご指摘、ありがとうございます。

○青木委員長 そのほかはよろしいですか。

私から、すみません。こども本の森は、いろいろ制約があるというお話でしたけど、しかし、そういうエリアだからこそ、禁煙というか、路上喫煙を防止したいという氣勢が一層強いと思いますが、そういうものができるように調整共有していただく必要

があるかと。あまりにも少ないと思うんですけど、今の計画では。とりあえず、特にメインのところには、ほぼ何もない。今、置かれているのは外側だけですもんね。

多分、私、これの近くに裁判所があるから毎日通るんですが、ちょうど中央エリアが一番、子供の皆さんが遊んだりするエリアです。しかし、一方でここには駅があるので、ここから、いろんなビジネスマンが出てきたりということなので、その辺りに必要だろうと思うので、もう少しご努力いただく必要があるかなと思いますけど。協議が必要なのはよく分かりますが。

○西尾課長　　こども本の森中之島なり東洋陶磁美術館という既存の建物等もございますので、そうした施設管理者にも相談というのでしょうか、館内等に表示ブースとかがありましたら、掲示する依頼というのでしょうか、ご相談にも行かせていただくことでの取組も進めたいと思っております。

また、基本的に駄目だと言われているのが、特に看板は駄目と言われてまして。特に景観を阻害するということで。あと、路面表示も、今のところはいいいとは言われてないですけども、本委員会での指摘とご意見もあったことをもちまして、改めて関係者にも働きかけて、少しでも標示物が充実して、認識を持っていただけるような啓発物として、設置に向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○青木委員長　　この2つの看板等の設置に関しては、よろしいでしょうか。

恐らく、次回の答申書の中では、こういった周知啓発に関する要望とか意見も、この委員会として出させていただくことになると思っておりますので、委員の皆様におかれましては、その点も、さらにご検討も含めて、お願いできればと思います。

それでは今日、パブリック・コメントの中から出た意見に基づいた、委員の皆様のご意見やご質問、そして、この看板等のエリアに関するご意見も頂きました。本体であります区域の新たな指定につきまして、前回も少しご意見も頂きましたが、今日はそれに限らない、幅広いご意見の意見交換がありました。次回の委員会では、新た

な諮問のありましたエリアについて指定をすることや、それに伴う様々な措置について、この委員会としての答申をまとめることになっていくと思います。

今日だけでは、もちろんご意見は難しいと思いますが、新たな指定をしていく方向について、大きなところでよろしいのか、あるいは、それについてご意見があるかということは、今日、確認しておきたいと思います。

いかがでございましょうか、方向性としてはよろしいですかね。

(異議なし)

○青木委員長 方向性としては、指定をしていただく内容の答申に向けて、ただ、幾つか、喫煙場所の問題とか周知の方法、その他、パブリック・コメントにもあったようなことをどの程度考慮するかもあると思いますので、そこにつきましてはご意見を踏まえて、答申書をまとめていくことにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。もし、次回までに何か気がついたことがあれば、また事務局にもお寄せいただきまして、次回、答申書を恐らく、案は出てきますが、その後、ご意見を次の委員会で出たものをまた反映して最終版が出来る、こういう運びでございませぬ。ですから、次回も十分に意見は言えるということです。

ということでございますので、そういうご予定で、また活発なご意見を頂ければと思います。

本日は、予定していたものについては、この程度とさせていただきたいと思いますが、それ以外に委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○青木委員長 では、本日の内容につきましては、以上で終了させていただきますので、事務局にお返ししたいと思います。熱心なご議論をありがとうございました。

○西尾課長 ただいま、委員長から本日の議論をベースとしまして、次回、答申書、答申案について提出ということで、まとめていただきました。本日の議論、指摘内容等を含める中で、禁止地域を指定するという方向の下で、答申案を次回お示しさせて

いただきたいと存じます。

その答申案に基づきまして、また論点でしょうか、ここを修正という活発なご意見を賜った上で、次回には、最終の答申という形で、次回の答申案をもちまして、ご議論いただいた結果として、進めていかせていただきたいなと思ってますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

○事務局（中野課長代理） 路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

**閉会 午前 11時51分**